# 宍道湖シジミカビ臭影響調査

(宍道湖・中海水産資源維持再生事業) 柳 昌之・石田健次

## 1. 研究目的

平成19年以降に宍道湖のシジミにカビ臭が発生し、原因物質がジェオスミンと判明した。ジェオスミンには、食品衛生法上の基準はなく、人体への影響についての報告もされていないが、人によっては不快に感じる成分である。このため、試食による官能試験およびシジミ中のジェオスミン濃度のモニタリング調査を継続実施している。

#### 2. 研究方法

ヤマトシジミの採取は調査船ワカサギ丸(0.8 トン)を使用し、毎月宍道湖の東岸(松江市役所前)・西岸(斐伊川河口)・南岸(来待)・北岸(秋鹿)の計4カ所の水深1m付近で入り掻きにより行った。

## (1) 試食による官能試験

東西南北岸の計 4 箇所で採取した資料(約200g) は実験室に持ち帰り、直ちに薄い塩水で約 2 時間程度の砂抜きを室温で行った直後、または冷凍(-80°C) 保存後に日を改めて強火で4分程度煮立てた。官能試験は味付け無しの温かい澄まし汁とし、煮汁と身に分けてカビ臭の有無とその程度について行った。官能検査員(水産技術センター内水面浅海部職員7~10人)には、採取地点を知らせずに汁碗にA、B、C、Dの記号を付けて食味をさせた。カビ臭の有無は「無し」、「僅かに感じる」、「じっくりと味わうとわかるが気にならない」、「口に入れた瞬間はっきりわかるが食べられないほどではない」、「とても食べられない」の5段階として地点毎に評価した。

# (2) ジェオスミン濃度

分析用資料の採取(約300g)は官能検査の

検体採取に併せて東岸と南岸の2箇所で行った。分析はイカリ消毒(株)へ依頼し、分析方法はガスクロマトグラフ質量分析法によって行い、厚生労働省告示第261号別表27に準拠するものとし、定量限界値は250ng/kgとした。

## 3. 研究結果

#### (1) 試食による官能試験

カビ臭を感じた月は6月と1月であった。6月はカビ臭を感じた人の割合が、東岸で6%、西岸で25%、南岸で6%、北岸で13%で、その程度は「僅かに感じる」であった。1月ではカビ臭を感じた人の割合が、北岸で6%、その程度は「僅かに感じる」であった。

## (2) ジェオスミン濃度

ジェオスミンが検出された月は6月と9月であった。官能検査で、全定点でカビ臭を感じた結果となった6月の検体では、東岸で1,500ng/Kg、南岸で2,900ng/Kgのジェオスミンが検出されたが、カビ臭を感じた割合が0%であった9月の東岸の検体からは700ng/Kgが検出された。一方、カビ臭を「僅かに感じる」割合が北岸で6%であった1月の検体からはジェオスミンが検出されなかった。これらは過去の調査結果からみられた、ジェオスミン濃度が3,000~5,000 ng/Kg以上の場合にはカビ臭を感じた割合が多く、濃度が低い時や検出されない時には感じた割合が少ない傾向と一致した。

## 4. 研究成果

● 調査で得られた結果は、宍道湖・中海水産 資源維持再生事業検討会で発表し、ジェオ スミン分析結果は県水産課のホームページ で公表された。